



# 4月の相談

## 教育相談

**【いなみっ子悩み相談】**  
**▶とき** 月～金曜日 8:30～17:15  
**▶担当** 教育課指導主事  
**▶内容** いじめ、友人関係、学校不適応、しつけ、親子関係など  
**▶方法** 電話、面談  
 教育課教育係 ☎492-9149

## 青少年の教育相談

**▶とき** 月～金曜日 9:00～16:30  
**▶ところ** 安全安心まちづくり室(役場本館2階)  
**▶内容** 青少年の家庭教育や地域での指導のあり方など(家庭内暴力・薬物乱用など)高校生も相談できます。  
**▶方法** 面談、電話 ☎0120-96-9695

## 障がい者なんでも相談

**▶とき** 精神障がい・こころの健康に関する相談 火曜日 10:00～12:00  
 知的障がい・発達障がいに関する相談 金曜日 10:00～12:00  
**▶ところ** 稲美町障がい者基幹相談支援センター(障害者ふれあいセンター2階)  
**▶対象** ①「障害者手帳」をお持ちの65歳未満の人  
 ②障がい者の家族または介護者等  
 ③障がいや福祉について相談を希望する人  
**▶内容** 専門員による支援・サービスなどの情報提供や助言(要予約)  
**▶申込** 稲美町障がい者基幹相談支援センター ☎492-9167 (障がい者なんでも相談専用)

令和2年度で専門員による「身体障がいに関する相談」は終了しました。ご相談のある人は、障がい者基幹相談支援センターまでお問い合わせください。  
**問合せ先** 稲美町障がい者基幹相談支援センター ☎492-5577

## 身体障がい者の相談

**▶とき** 4月16日(金)10:00～12:00  
**▶ところ** 総合福祉会館  
**▶対象** 障害者手帳を持っている人や、病気・事故などで生活に支障が出て困っている人  
**▶問合せ先** 稲美町障がい者基幹相談支援センター ☎492-5577

## 高齢者総合相談

**▶とき** 月～金曜日(8:30～17:15)  
**▶ところ** 地域包括支援センター(いきがい創造センター1階)  
**▶問合せ先** 健康福祉課地域包括係(地域包括支援センター) ☎492-9150

## 若者の就労相談

**▶対象** 15歳から49歳までの就労を希望される人、その保護者  
**▶とき** 月～土曜日(祝日除く) 9:00～17:00  
**▶ところ** あかし若者サポートステーション ☎078-915-0677  
 サテライト播磨(加古川) ☎079-423-2355

## 母子家庭等相談

**▶とき** 4月16日(金)10:00～15:00  
**▶ところ** こども課児童福祉係  
**▶相談員** 兵庫県母子父子自立支援員  
**▶内容** 離婚に関する相談にも応じます。(前日までに要予約)  
**▶問合せ先** こども課児童福祉係 ☎492-9155

## 法律相談

**▶とき** 4月22日(木)13:30～  
**▶ところ** コミュニティセンター  
**▶内容** 弁護士による法律全般  
**▶申込** 相談日の前日8:30から先着9人まで電話で受け付けます。時間帯は指定できません(相談時間は1人20分)。  
**▶問合せ先** 企画課 ☎492-9130  
 ※受付開始後すぐは、電話がつながりにくい場合があります。

## 行政相談

**▶とき** 4月22日(木)13:30～15:00  
**▶ところ** コミュニティセンター  
**▶内容** 国・県・町などへの苦情や意見・要望など  
**▶方法** 面談 直接会場へ  
**▶問合せ先** 企画課 ☎492-9130

## 消費生活相談員による相談

**▶とき** 月曜日(休みのときは火曜日)、水曜日、金曜日(9:00～12:00、13:00～16:00)  
**▶内容** 消費生活相談員による、契約、多重債務などの相談  
**▶方法** 面談または電話  
 稲美町消費生活センター ☎492-9151  
**▶問合せ先** 危機管理課 ☎492-9168

## 人権相談

**▶とき** 4月20日(火)13:30～15:30  
**▶ところ** 総合福祉会館  
**▶内容** 人権擁護委員による相談  
**▶申込・問合せ先** 西部隣保館 ☎492-3119

## 神戸地方方法務局加古川支局人権相談

**▶とき** 月～金曜日 9:00～17:00(12:00～13:00は除く)  
**▶ところ** 神戸地方方法務局加古川支局人権相談室 ☎0570-003-110

## 暮らしの法律相談

**▶とき・ところ** 司法書士相談  
 原則第1木曜日 総合福祉会館  
 原則第3木曜日 母里福祉会館  
 それぞれ13:30～15:00(予約不要、14:30までにお越しください)

## 弁護士相談

原則第2木曜日  
 障害者ふれあいセンター  
 13:00～15:00(要予約、先着4人)  
**▶申込** 稲美町社会福祉協議会 ☎492-8668

## 介護相談

**▶とき** 月～金曜日 9:00～17:00(要予約)  
**▶方法** 電話、面談、訪問  
**▶申込・問合せ先** 稲美町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所こぶし ☎492-8779

## 税理士による無料税務相談

**▶とき** 4月6日、13日、20日、27日  
 いずれも火曜日 13:30～16:30  
 ※予約が必要です  
**▶ところ** 加古川税理士会館  
**▶問合せ先** 近畿税理士会加古川支部 ☎421-1144

## 兵庫県弁護士会による高齢者・障がい者の権利擁護なんでも110番

**▶とき** 4月20日(火)13:00～16:00  
**▶内容** 弁護士・社会福祉士などによる無料相談  
**▶方法** 電話またはFAX ☎078-362-0074 FAX 078-362-0084

# 今月の納税など

今月の納税はありません。



# 振り込みます

今月の振り込みはありません。



# 4月の粗大ごみ収集

4月1日(木)	五軒屋・池の内・北新田・上新田・千和池・上新田高層住宅
4月8日(木)	中新田・三四軒屋・六軒屋・大沢・見谷・七軒屋・八軒屋・見谷団地・大沢東
4月15日(木)	蛸草全域・学校前・上野谷・下野谷・教職員住宅・上場東
4月22日(木)	草谷全域・下草谷全域・野寺・野谷団地
4月29日(木・祝)	岡西・岡東
5月6日(木)	相の山・百丁場連合・大池・第五昭和苑

## 生活環境課からのお願い

- ◎ごみを出すのは8時までに ※可燃ごみは、ごみ袋に入れて出してください。ダンボール箱では出せません。
- ◎生ごみは十分に水切りをしてください。
- ◎大型連休も通常通りごみ収集を行います。

# 交通事故の状況 (1月末日現在)

人身事故	傷者	死者	物損事故
76件	85人	2人	603件
-28件	-30人	+2人	-88件

  

区分	人身事故(件)	傷者(人)	死者(人)
稲美町	11 +2	10 ±0	2 +2
播磨町	5 -7	7 -7	0 ±0
加古川市	60 -23	68 -23	0 ±0

# 1月の町内犯罪発生件数 14件(前月比+4)

※月末の暫定値です

空き巣	1	器物損壊	2
自転車盗	1	その他	9
暴行	1		

令和3年 犯罪累計 14件

# 4月の日曜窓口サービス

**開設日時** 毎週日曜日 9:00～12:00

**開設場所** 役場新館1階 住民課窓口

## 取扱業務

**住民課業務**  
 ・住民票・戸籍・附票謄抄本(現在戸籍のみ)等の発行  
 ・印鑑登録申請・証明書発行

## 税務課業務

・所得課税・納税等証明書の発行  
 ・各種町税の納付・納税相談

※日曜窓口では上記の業務以外は対応できませんので、不明な点は事前に担当課までお問い合わせください。  
 ※本人確認ができるもの(運転免許証等)をお持ちください。

## 【日曜窓口に関する問合せ先(平日)】

住民課 ☎492-9134 税務課 ☎492-9132

## BAN-BAN テレビ 11ch

東播磨のニュースや行政情報をお届けする5分番組です。

## 4月の「東播フォーカス」

●4月1日～4月15日  
 生まれ変わった望海公園に行ってみよう(播磨町)

●4月16日～4月30日  
 市の窓口がもっと便利に！(加古川市)

※タイトルは変更になる場合があります。

**放送時間** 月～金 8:55/22:55  
 土・日 6:55/22:55



## BAN-BAN ラジオ FM86.9MHz

稲美町イベント情報などのインフォメーションを発信中。

## タウンインフォメーション 放送時間

火 9:30/17:30

# 犬の放し飼い及び「ノーリード」は禁止です

犬の放し飼い及びノーリードは、兵庫県の「動物の愛護及び管理に関する条例」第12条により禁止されています。リードがなければ、他の飼い犬に噛みつきそうになるなどの突然の事態に対応することができません。また、リードをつけていても、飼い主が犬を制御できない長さになることも危険です。犬が苦手な人にとって、このような行為は大変不安に感じられます。

犬を散歩させる場合は、必ずリードを付け、飼い主が制御できる長さを保ちましょう。

**【問合せ先】** 生活環境課 ☎492-9140

# 犬の登録と狂犬病予防注射について

例年4月に実施しています狂犬病予防集合注射は、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けるため中止します。犬を飼い始めた場合、生後91日以上の子犬は、狂犬病予防法により、必ず犬の登録を行い、狂犬病予防注射を毎年1回受けさせなければなりません。

かかりつけまたは最寄りの動物病院などで注射の正しい説明をしてもらってから接種してください。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

**【問合せ先】** 生活環境課 ☎492-9140